

事業場健康管理ご担当者 様
産業保健スタッフ 様

独立行政法人労働者健康安全機構
佐賀産業保健総合支援センター



産業保健研修会(前期:唐津地区)受講のご案内について

当センターでは「職場の健康管理」「労働者の健康管理」について産業保健研修会を開催いたしております。このたび唐津地区において腰痛対策、熱中症等の健康管理やメンタルヘルス対策をはじめとした、労働者の健康確保に向けた様々な取組について下記のとおり開催することとしました。業種・規模を問わず、職場における労働衛生管理活動に活かせる内容となっておりますので、産業保健スタッフに限らず、より幅広く多くの方々に受講して頂きますようお願い申し上げます。

❖お申し込み方法:下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお願いいたします。

記

- 研修会場：高齢者ふれあい会館「りふれ」研修室（唐津市二太子3丁目155番地4.）
- 研修時間 14:00 ～15:30 ■ 安全で三密にならないよう実施します。

研修番号	日程	氏名	テーマ	内容
9	7月2日(木)	関係法令 内川亘久	労働安全衛生法について～ 事業者が遵守すべき労働安全衛生法のあらましと改正のポイントI	働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の見直しのポイント ①過重労働対策の強化（長時間労働の是正と健康確保措置の充実 ②産業医・産業保健機能の強(医師による面接指導の強化)等について解説します。
14	7月30日(木)	産業 カウンセラー 保健師 家永佐智子	ストレス要因となるハラスメントを起こさない人間関係づくり～(2020年6月『労働施策総合推進法』『パワハラ防止法』施行より)～	ハラスメント発生を予防するためには、傾聴力、コミュニケーション力が必要となってきます。社員間（上司、部下、同僚）のやりとり、声のかけ方などについて心理的視点からその対応方法を事例を交えて産業カウンセラーから提案します
19	8月27日(木)	関係法令 内川亘久	労働安全衛生法について～ 事業者が遵守すべき労働安全衛生法のあらましと改正のポイントII	働き方改革に伴う改正労働安全衛生法の見直しのポイント ①パワハラ防止のあらまし②受動喫煙法のあらまし③衛生委員会で調査・審議すべき事項について等

❖産業保健研修会受講申込書 FAX 0952-41-1887❖

氏名		電話番号	
事業場名		FAX 番号	
所在地		研修番号	9 14 19
職種に○をお願いします	事業主 ・産業保健師 ・安全衛生管理者 ・人事労務担当者 ・労働者 その他()		